# 楽天堂訪問看護ステーション料金一覧表（別紙2）医療保険の場合

平成30年4月1日　改定

指定訪問看護は主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。

介護保険の適応でない方、介護保険の要介護認定者でも厚生労働大臣が定める疾病等、及び急性憎悪時に医療保険による訪問看護の提供を行います。

※介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付

医師より急性憎悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書が交付されている場合、一月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険による訪問看護の適用となります。（頻回の吸引が必要な状態にある気管カニューレを使用している者、重度の褥創（真皮を越える褥創の状態）のある者に対しては、特別訪問看護指示書は1月に2回まで可）

※厚生労働大臣が定める疾病等

〇末期の悪性腫瘍　〇多発性硬化症　〇重症筋無力症　　〇筋萎縮性側索硬化症（ALS）
〇脊髄小脳変性症　〇ハンチントン病　〇進行性筋ジストロフィー症　〇スモン
〇パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類が3度以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る））
〇多系統萎縮症　（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳変性症、シャイ・ドレーガー症候群）
〇プリオン病　〇亜急性硬化性全脳炎　〇後天性免疫不全症候群（AIDS）　〇頸髄損傷
〇人工呼吸器を使用している状態

※特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる状態にある方

1在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方
2在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
3在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※訪問看護利用料＝【訪問看護基本療養費】＋【訪問看護管理療養費】＋【各加算】

【（老人）訪問看護基本療養費Ⅰ】

※医療保険による訪問看護は週3回まで可能です。

※週4回以上の訪問は急性憎悪にて特別訪問看護指示がある方、厚生労働大臣の定める疾病等、特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる状態等にある方のみ可能です。

（1）保健師・看護師

週3日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,550円

週4日目以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,550円

（2）准看護師

週3日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,050円

週4日目以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,050円

【（老人）訪問看護管理療養費】

月の初日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7,400円

2日目以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1日につき　2,980円

【加算について】

（1）訪問看護情報提供療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,500円

（2）難病等複数回訪問加算　　２回・・・・・・・・4,500円
　　３回以上・・・・・・8,000円

（3）退院時共同指導加算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,000円

※退院にあたり主治医の所属する保健医療機関・施設に入所中である場合に
その職員とともに共同で指導を行い、内容を文書により提供した場合に加算

特別管理指導加算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,000円

※退院後、特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合の加算

【訪問看護基本療養費（Ⅲ）】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8,500円
※入院中の試験外泊時における訪問看護について特別管理を要する、訪問看護が必要と認められた方

（4）退院時支援指導加算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,000円

※退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定

（5）２４時間対応体制加算（１月につき）・・・・・・・・・・・・・5,400円

（6）緊急訪問看護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,650円

※主治医との連携により、緊急時の訪問看護を行った場合

（7）特別管理加算（1月につき）

・在宅悪性腫瘍患者指導管理
・在宅気管切開患者指導管理
・気管カニューレを使用　・・・・・・　5,000円
・留置カテーテルを使用している状態

・真皮を越える褥瘡の状態にある者・・・・・・・・・・・・・2,500円

・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,500円

（8）訪問看護ターミナルケア療養費・・・・・・・・・・・・・・・20,000円

※在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前１４日以内に
２回以上訪問し、ターミナルケアの支援体制について利用者及び
その家族に対して説明した上でターミナルケアを行った場合。

（9）長時間訪問看護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,200円

※１回の訪問が1.5時間を越えた場合週1日に限り加算

※対象・・・特別訪問看護指示書による訪問看護　特別な管理を必要とする方
小児超重症児・準超重症児（週3回まで算定可）

（10）在宅患者連携指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円

※在宅での療養を行っている利用者であって通院困難な場合、月２回以上
医療関係職種間で文書などにより共有された情報を基に利用者に対して
指導を行った場合、月１回に限り加算

（11）在宅患者緊急時等カンファレンス加算　・・・・・・・・・・・2,000円

※利用者の急変、診療方針の変更の際医療関係職種等がカンファレンスを
行い、利用者に療養上必要な指導を行った場合、月２回に限り加算

（12）乳幼児訪問看護基本療養費

乳幼児加算（3歳未満の乳幼児）・・・・・・・・・・・・・500円／日

幼児加算（3歳以上6歳未満の幼児）・・・・・・・・・・・500円／日

（13）複数名訪問看護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4,300円

※准看護師の同行訪問の場合　・・・・・・・・・・・・・・・3,800円

※看護補助者の同行訪問の場合　・・・・・・・・・・・・・・3,000円

（14）夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）・・・2,100円

深夜訪問看護加算（22時～6時）・・・・・・・・・・・・・4,200円

【自費での加算】

（1）交通費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・片道　5km未満　　無料

5km以上　10km未満　　300円/回

10km以上　15km未満　　500円/回

※ 以降5km単位で100円追加となります。

※ やむを得ずタクシーを使用する場合は事前に承諾を得た上で実費を徴収いたします。

（2）その他の利用料

・1回の訪問時間が、1．5時間を超えた場合・・・以降30分毎に2,000円

・休日の訪問看護を利用者の希望で行った場合・・・追加料金　3,000円／日

（3）自費にて当社の訪問看護を希望される場合・・・・・・・・1時間8,000円

以降30分毎に4,000円追加

（4）死後の処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12,000円

※　衛生材料は主治医が用意したものを使用します。

その他の必要物品はご本人、ご家族に自費にて購入していただきます。

**楽天堂訪問看護ステーション**